明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁九）　一
○除籍の一部が滅失した件
（法務六六、六七）　二
○除籍が滅失した件（同六八）　二
○日本国に帰化を許可する件（同六八）　二
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産四七一）　三
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
（同四七二）　三
○保安林の指定をする件
（同四七三～四七六）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同四七七～四八一）　四
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件
（経済産業二五）　五
○森吉山ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件
（国土交通一九一）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一九二、一九三）　六
○海技免状の無効を宣する件
（海難審判所二）　八
○国立公園の公園事業を決定する件
（環境一一）　八
○国立公園の公園事業を変更する件
（同一二）　九
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同一三）　一〇
○道路に関する件
（中国地方整備局一七）　一〇
○太田川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同一八）　一〇
○道路に関する件
（四国地方整備局二二）　一〇
○都市計画に関する件
（九州地方整備局三一）　一〇
○道路に関する件（同三二、三三）　一〇

〔国会事項〕

官庁事項　一一

〔官庁報告〕

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一一

〔資料〕

閣議決定等事項　一二

〔公告〕

官庁
諸事項
押収物還付関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二七
会社その他

告示

○金融庁告示第九号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　アラン・ディ・スミス　東京都港区白金台一丁目一番十六号　ザ・グリーンハウス白金台四〇一

○法務省告示第六十六号

秋田県横手市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年二月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

秋田県平鹿郡中吉田村百二十三番地　佐藤半之烝
秋田県平鹿郡下吉田村三十番地　菊地清皿郎

○法務省告示第六十七号

秋田県横手市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年三月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年二月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

秋田県平鹿郡醍醐村馬鞍二十二番地　佐藤政吉
秋田県平鹿郡石成村十八番地　髙橋惣兵衛
秋田県平鹿郡醍醐村馬鞍百三十番地　佐々木房吉
秋田県平鹿郡馬鞍村二十七番地　齋藤七太郎
秋田県平鹿郡馬鞍村十一番地　岡田友太郎